

伊賀市自治基本条例見直し検討について

1 これまでの検討内容

【大きな方向性】

●自治基本条例を本来の目的である『理念条例』とする。

- ・ 現行条例は、条文数が多いうえに、複雑で分かりにくい。
- ・ 理念というものは、原則“不変”である（頻繁に見直すものではない）。

【審議の内容】

伊賀市自治基本条例見直し方針「見直しの主なポイント」に基づき、検討部会及び総合計画審議会で審議

（1）基本的人権の視点

- ・ 基本理念、基本原則等本質的なものは原則変更しないが、「人権の視点」は、自治・まちづくりを行ううえでの前提となることから、基本理念として新たに規定

【条文案】

市民一人ひとりの人権が保障され、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、互いに多様性を認め合う、人権文化あふれる地域を形成する。

（2）自治組織に関する視点

- ・ 住民自治協議会の権能や責務の規定について検討
- ・ 伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）に基づき住民自治地区連合会の規定を検討

（参考）合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すために新市建設計画において設置することを合併協議会で決定されたが、新市建設計画期間（10年間）の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置する。

- ・ 地域振興委員会の規定を検討

⇒ 住民自治協議会が全域に設置されたため

- ・ 支所の規定（第37条）を検討

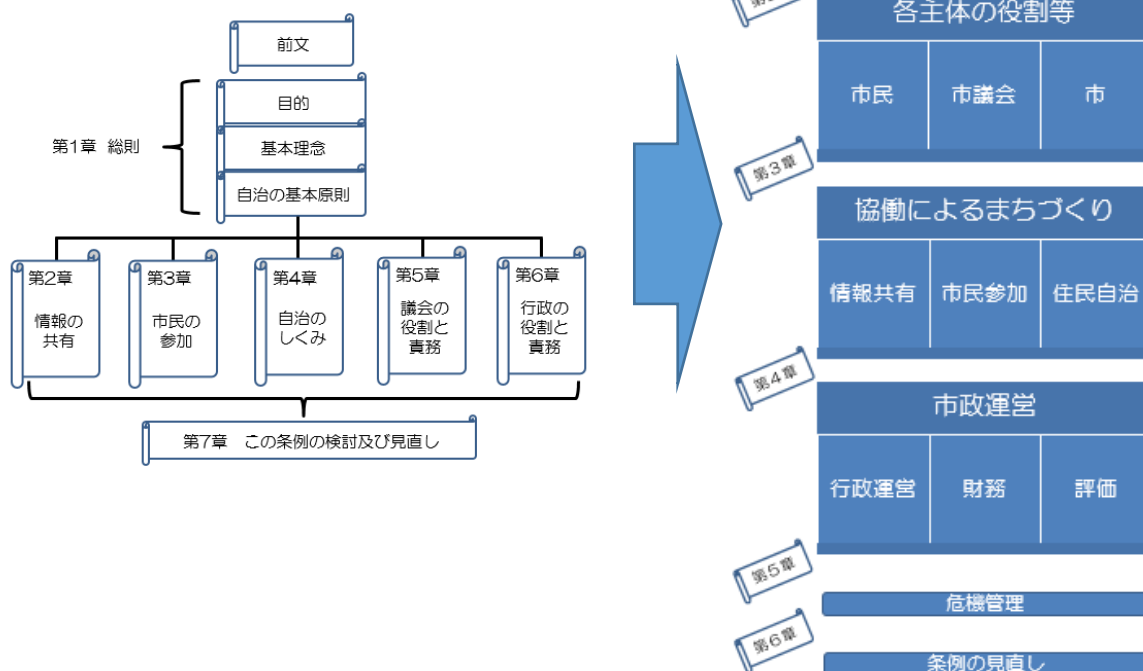
※伊賀市の地域行政と支所のあり方検討部会（事務局：総務部）で検討中

- ・ 現行第4章の住民自治協議会の節に関する規定については、基本的な部分は規定するが、詳細については別条例とする。

⇒ 全地域に住民自治協議会が設立され、次のステップとして、自治協が地域住民に関われた組織とし、継続的かつ計画的に住民自治に取り組むために実態に即した運用規定を別に定める必要がある。

（3）条例の構成、協働によるまちづくりの視点

①わかりやすい構成



②スリム化

- ・他法令又は他条例等に包含している条文は、原則省略する。

（例）

第9条	出資法人等の情報公開 （出資法人への関わり方基本的事項を定める条例・情報公開条例）
第10条	情報の収集及び管理（情報公開条例）
第11条の2	意思決定過程の情報共有（情報公開条例）
第42条	行政の役割と権限（一部削除）（地方自治法）
第47条	法務体制（伊賀市における条例等の整備方針）
第49条	公益通報（伊賀市職員等公益通報条例）
第53条	予算編成、予算執行（地方自治法）
第55条	財政状況の公表（地方自治法）

（4）新たな視点

- ・社会情勢等の変化に伴う新たな規定を検討する
子どもの権利、多文化共生、事業者の役割、危機管理、総合計画、広域連携等